

愛知県「学校警察連携制度」に関する実施要領

（目的）

第1条 この要領は、児童生徒が、自らの将来に夢と希望をもち、自らを高め、社会に役立つことができる人間に成長するよう、非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に関して、相互に必要と認める情報の提供を行い、緊密に連携して指導を行う制度を設けることにより、児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

（個人情報の保護）

第2条 愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）及び愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）に定める実施機関として、個人情報保護の重要性に鑑み、児童生徒の個人情報について適正な取扱いを確保するものとする。

（名称）

第3条 第1条に規定する制度の名称は、愛知県「学校警察連携制度」（以下「連携制度」という。）とする。

（連携機関）

第4条 この協定において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 警察本部
- (2) 愛知県に所在する全ての警察署（以下「警察署」という。）
- (3) 教育委員会
- (4) 愛知県に所在する全ての県立学校（以下「学校」という。）

（連携の内容）

第5条 各連携機関は、日々の業務、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に関する情報を相互に交換するとともに、必要に応じて連携機関が協議を行うものとする。

(情報の提供を行う事案)

第6条 この協定に係る相互連絡の対象となる事案(以下「対象事案」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 警察署が学校に連絡する次の事案

ア 児童生徒が身柄付送致又は身柄付通告された原則全てのもの

イ 児童生徒の非行及び不良行為が共犯で行われた場合並びに関係者が複数にわたる場合で、他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのあるもの

ウ 児童生徒の非行、犯罪被害の防止又は健全育成のため、警察署の所属長(以下「警察署長」という。)が学校との連携を必要と認めるもの

(2) 学校が警察署に相談又は連絡する事案(早期解決や当該児童生徒の指導及び支援について、当該児童生徒が在籍する学校の所属長(以下「校長」という。)が警察本部又は警察署の有する専門的な知識、技能等を必要と判断する次のものに限る。)

ア 重大かつ深刻ないじめ、暴力行為等の犯罪の可能性が高いもの

イ 児童生徒の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるもの

ウ 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれのあるもの

(相互連絡の範囲)

第7条 この協定に係る相互連絡の範囲は、次によるものとする。

(1) 対象事案に関する児童生徒の氏名等

(2) 対象事案の概要

(3) 対象事案に関する指導状況

(相互連絡の方法)

第8条 この協定に係る相互連絡の責任者及び方法は、次によるものとする。

(1) 連絡責任者は、対象事案を取り扱った警察署長及び校長とする。

(2) 連絡責任者又は連絡責任者が指定した者が、面会又は電話により、速やかに行うこととする。

(秘密保持の徹底)

第9条 各連携機関は、収集した情報について秘密保持を徹底するとともに、連携制度の趣旨を逸脱した取扱い又は連携制度の目的以外のために利用してはならない。

(相互連携に関する配慮事項)

第10条 この協定に係る連携に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 相互に提供する情報については、正確を期すること。
- (2) 対象事案に係る児童生徒の対応に当たっては、連携制度の目的を踏まえ、教育的効果、健全育成及び立ち直り支援に配慮した適切な措置を講ずること。

(市町村教育委員会との連携)

第11条 警察本部及び教育委員会は、警察署と各市町村教育委員会（名古屋市を除く。）とが、連携制度と同様の趣旨で、連携及び協力を円滑に行うよう、指導及び助言することとする。

(検証)

第12条 各連携機関は、連携制度の運用状況について、年度ごとに検証することとし、その結果に応じて必要な措置を講ずることとする。

(協議)

第13条 各連携機関は、連携制度の円滑な運用のため、必要に応じて協議を行うこととする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関して必要な事項は、警察本部と教育委員会が協議の上、連携機関が別に定めることができる。

附則

この要領は、平成26年2月5日から施行する。